

平成27年度・平成28年度 西多摩保健医療圏 課題別地域保健医療推進プラン

「西多摩圏域市町村災害時保健活動ガイドライン  
～保健師の活動を中心に～」別冊

# マニュアル作成ワークシート (市町村マニュアル雛形)

平成29年3月

 東京都西多摩保健所

この冊子は、「西多摩圏域市町村災害時保健活動ガイドライン～保健師の活動を中心に～」

(以下、「ガイドライン」という。)の別冊です。あわせてお読み下さい。

市町村のマニュアルは、このマニュアル作成ワークシート（市町村マニュアル雛形）を活用し、空欄に地域防災計画の記述や庁内他部署と話し合った内容を記入し加工することにより作成できます。

マニュアルを作成する際には、ガイドラインⅨ章「マニュアル作成手順」をお読みください。

以下については、ガイドラインよりそのまま抽出し、必要に応じて修正・加工するため、ワークシートでは挿入する場所を明示し、省略しています。

- ガイドラインⅣ章「災害時の保健活動とは」  
【表Ⅳ－３①②】フェーズ0-4の保健活動一覧
- ガイドラインⅤ章「保健活動の内容とポイント」  
活動項目別シート（0）～（8）
- 様式・資料

なお、このワークシートは以下のことを前提にしていますので、マニュアルの前書きとして記載しておきましょう。

〔前書き記載例〕

- 本マニュアルは〇市地域防災計画に基づいて作成している
- フェーズ0から〇までについて記載している  
(例) フェーズ0から3まで（発災直後～避難所から仮設住宅等次の住まい入居までの期間）について記載している
- 毎年見直しを行い、役割分担や各種資料の更新を行う

## マニュアル作成ワークシートの使い方

ワークシートは下記の構成になっています。

① 枠内には、この単位では何を調べたり、記載する必要があるかが記載されています。

② 枠に続いて例文がありますので必要に応じて加筆・修正します。

ワークシートを作成する際にご協力いただいた、モデル市の例の場合は、「(モデル市例)」と記載しています。

③ 例示の表を参考に、必要事項を加筆・修正します。

さらに必要な項目の追加や、構成の変更は自由に行ってください。

ワークシート中の【様式】は、ガイドラインの様式を示しています。

またワークシートの中に、災害に関する基礎知識を〔参考〕として記載していますので、必要に応じてマニュアル本文としてご利用下さい。

(3) 保健活動に関連する部署の事務分掌

地域防災計画から、災害時にはどのような組織体制・事務分掌になるのか現時点で決まっていることを記載します。  
全職員が参集する体制と、その一つ前の段階の体制について掲載します。

(モデル市例)

【表1-5】【表1-6】に、第3号(職員の4～7割参集)及び4号(全職員参集)の、非常配備体制の事務分掌のうち、保健活動に特に関連する部署について○市地域防災計画から抜粋した。

【表1-5】第3号非常配備体制：保健活動に関連する部署の業務(職員の4～7割参集)

部班名		第3号非常配備体制の事務分掌
健康福祉対策部	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設の被害調査</li> <li>・ ○○</li> </ul>
	健康管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者の健康管理</li> <li>・ ○○</li> </ul>
	生活救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○</li> </ul>

【表1-6】第4号非常配備体制：保健活動に関連する部署の業務(全職員参集)

部班名		第△号非常配備体制の事務分掌

①

②

③

**I ○市の災害特性・災害時の体制** **1**

---

- 1 ○市の災害特性
- 2 ○市の参集体制（組織・指揮命令・災害時の配備）
  - (1) 災害応急活動体制  
[参考] 気象警報・市町村の発令・住民の避難行動
  - (2) ○市災害対策本部
  - (3) 保健活動に関連する部署の事務分掌
  - (4) 保健師の参集について
- 3 ○市の避難所の体制
  - (1) 避難所の位置付け
  - (2) 避難場所・避難所・二次（福祉）避難所一覧
  - (3) 福祉施設等との協定締結状況
  - (4) 発災時の避難所の担当課・役割・運営手順

**II ○市の保健活動** **1 3**

---

- 1 災害時の保健活動とは
  - (1) 災害時保健活動の目的
  - (2) 災害時保健活動の対象と期間
- 2 ○市の保健活動体制
  - (1) 災害時保健活動体制の構築
  - (2) 庁内各課保健師間の連携
  - (3) 避難所・地域における保健師の活動体制
  - (4) 受援について

**III フェーズ別・役割別の保健活動** **2 3**

---

- 1 災害時保健活動と医療救護活動のフェーズ
- 2 災害時保健活動における保健師の役割
- 3 役割別・フェーズ別の保健活動
  - 【表 1 3】保健師の役割別業務（活動）内容
  - 【表 1 4 ①②】「フェーズ 0－4 の保健活動一覧」（ガイドラインIV章から挿入）

**IV 保健活動の内容とポイント（ガイドラインから活動項目別シートを挿入）** **3 1**

---

- (0) 医療救護活動への協力
- (1) 住民の健康管理（風水害・雪害の場合を含む）
- (2) 感染症予防・避難所運営支援（衛生管理・生活環境整備）
- (3) 情報収集・分析・発信
- (4) フェーズ各期の健康課題抽出・方針決定・実施・評価

- (5) 保健活動体制の構築・保健師等業務管理
  - (6) 受援
  - (7) 関係機関連携・活動調整
  - (8) 通常業務再開準備・調整（母子保健事業を例に）
- 活動項目別シート関連：様式・資料一覧

## V 要配慮者と保健活動

33

- 1 要配慮者・避難行動要支援者
  - (1) 要配慮者・避難行動要支援者とは
  - (2) 避難行動要支援者名簿の作成と支援について
  - (3) ○市の避難行動要支援者と「避難支援等関係者」
  - (4) ○市の「避難支援等関係者」の役割
  - (5) ○市の避難行動要支援者名簿の取扱い
- 2 要配慮者の特性・想定される課題・取組
  - (1) 高齢者
  - (2) 障害者
  - (3) 妊産婦・乳幼児
  - (4) その他

## VI 災害時の医療救護活動

45

- (1) 初動期の医療救護活動における区市町村の役割
  - (2) 西多摩圏域の災害医療コーディネーター・ブロックコーディネーター
  - (3) 医療救護活動体制
  - (4) 医療救護班の活動・編成
  - (5) 緊急医療救護所・医療救護所として予定されている医療機関等
  - (6) 医療機関の役割分担（西多摩圏域）
  - (7) 保健活動と医療救護活動との連携
- [参考] E M I S について

## VII 災害に備えた平常時の活動

49

- 1 災害時保健活動のための体制整備
  - (1) 組織内の体制整備・マニュアルの更新
  - (2) 研修企画又は参加・訓練の実施
  - (3) 必要事項の確認・物品等の準備
- 2 災害時を想定した保健活動の展開
  - (1) 関係機関・地域の関係者との連携
  - (2) 要配慮者・避難行動要支援者の把握・支援体制の整備
  - (3) 災害時を意識した健康教育

様式・資料（必要に応じて追加）



# I ○市の災害特性

- ・ 災害時の体制



## 1 ○市の災害特性

地域防災計画に記載されている自治体の災害特性・被害想定を確認し、その部分や地図等を抜粋します。

防災計画にない場合は、ガイドラインⅠ章（P.10）【表Ⅱ-1】（出典：「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月））から下記のとおり抜粋します。地震発生による影響（被害の多い地域、時刻による被害想定の違い、避難者数・帰宅困難者数）を確認し記載しましょう。

【表1】主な被害想定

		○市の被害想定		
人口		夜間（人）	昼間（人）	
建物		木造（棟）	非木造（棟）	
最大の被害が想定される災害		立川断層帯地震（M7.4） 風速 8m/s 市内最大震度 7		
発生時間		朝 5 時	昼 12 時	夕 18 時
死者（人）				
	うち 避難行動要支援者※			
負傷者数（人）				
	うち重症者数			
避難人口（人）				
	避難生活者数			
	疎開者人口			
滞留者数（人）		—		
帰宅困難者数（人）		—		
建物被害	全壊棟数（棟）			
	半壊棟数（棟）			
	焼失棟数（棟）			
ライフライン被害（%）	停電率			
	固定電話不通率			
	上水道断水率			
	下水道管きよ 被害率			

※避難行動要支援者数又は災害時要援護者数（P.14参照）

資料：「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議 平成24年4月）

土砂災害警戒区域・浸水予想区域についても確認しておきます。  
 被害想定のある区域にどのような要配慮者利用施設があるか確認し、下記のように記載したり、地域のハザードマップ上にマッピングするなどしておきましょう。  
 流域浸水予想区域図（東京都都市型水害対策連絡会）なども参考になります。

（例）【表 2】 土砂災害警戒区域・浸水予想区域にある病院・施設

	土砂災害警戒区域	浸水予想区域
病院	〇〇病院 (〇町 8-8-8)	〇〇病院 (〇町 8-8-8)
介護保険施設（入所）	〇〇施設名 (〇町 5-5-5)	〇〇施設名 (〇町 5-5-5)
障害者施設（入所）	〇〇施設名 (〇町 3-3-3)	〇〇施設名 (〇町 3-3-3)

#### ワンポイント

地域防災計画など、分厚い資料を効率的に読むため、PDFファイルのキーワードによる検索機能を使いましょう。例えば「保健活動」で検索すると、キーワードが書かれている箇所を順番に確認できます。

## 2 ○市の参集体制（組織・指揮命令・災害時の配備）

### （1）災害応急活動体制

地域防災計画から、災害時の配備体制、参集基準を確認し記載しましょう。  
 どのような状況の場合に全職員が参集すべきかなど、現時点で決まっていることを確認  
 します。

○市では、震災・風水害それぞれに基準を設け、災害の発生状況に応じて下記の配備体制を取ることとしている。風水害や雪害など、ある程度予測可能な災害については発生前から情報収集に努め、物品準備等を行う。

参集体制の基準に含まれる、避難勧告等の市の発令、土砂災害警戒情報等の気象庁の気象警報・注意報の種類については次ページを参照のこと。

（モデル市例）

【表3】災害応急活動体制と基準

体制	参集	基準	
		震災	風水害（雪害含む）
第1号 注意体制	生活安全部長、建設部長、 環境部長 等 （職員の5～10%）	市内で震度4の地震が観測された	大雨・洪水・暴風・大雪または暴風雪のいずれかの気象警報が発表された 台風等の接近で被害が予想される
第2号 警戒体制	市長、副市長、教育長、全 部課長、各部課別災害対応 指定職員等 （職員の20～40%）	市内で震度5弱の地震が観測された 東海地震注意報が発表された	大雨・洪水・暴風・大雪または暴風雪のいずれかの気象警報が発表され、被害が発生 時間降水量50ミリが観測された 土砂災害警戒情報または水防警報が発表
第3号 特別警戒体制	市長、副市長、教育長、全 部課長、課別災害対応指定 職員等 （職員の40～70%）	市内で震度5強の地震が観測された	避難勧告・避難指示が必要 市内で特別警報が発表された 市隣接市町村で記録的短時間大雨情報 （時間雨量100ミリ）が発表された 積雪量から孤立者の発生予測
第4号 非常配備体制	指定動員職員は指定の 庁舎等へ自動参集 一般動員職員は勤務場所 へ自動参集するが、勤務場 所への参集が困難な場合 は、最寄りの庁舎等に参集	市内で震度6弱以上の地震が発生 東海地震の警戒宣言が発令された	洪水の発生 市内で災害救助法による救助の適用を必要とする災害が発生

〔参考〕 気象警報・市町村の発令・住民の避難行動

地域防災計画で「避難準備・高齢者等避難開始※」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の違いや、発令時の状況・住民に求める行動を確認しましょう。

※「避難準備情報」等の名称変更が行われた（平成28年12月）

気象庁が発表する気象警報は、特別警報、警報、注意報に分けられ、大雨の他、大雪、暴風などがある。

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表している。

市町村の発令	気象警報等の発令
夜間に大雨や台風接近が予測される場合は、避難準備情報を発令する場合がある	大雨注意報
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報
避難勧告	土砂災害警戒情報
避難指示（緊急）	特別警報



市町村の発令	定義	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる</li> </ul>
避難勧告	災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う</li> </ul>
避難指示（緊急）	災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う</li> </ul>

\*<sup>1</sup> 近隣の安全な場所：指定緊急避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

\*<sup>2</sup> 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

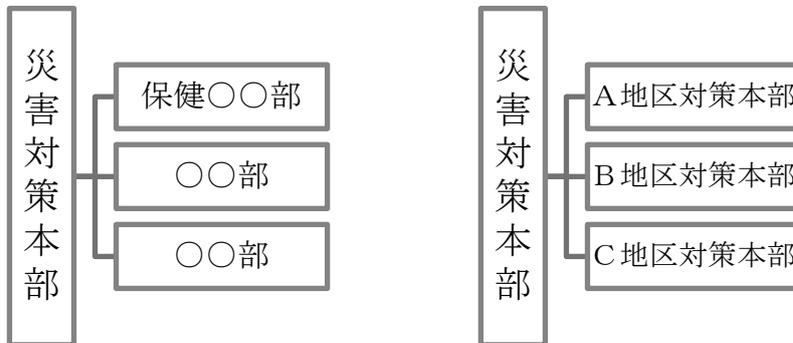
資料：内閣府「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」平成 29 年 1 月

(2) ○市災害対策本部

地域防災計画から、災害対策本部の設置基準を確認し記載しましょう。  
地区対策本部を設置することになっている場合は、地区対策本部一覧を記載します。

○市では、第○号配備体制において、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、第○号配備体制においては夜間・休日についても職員を動員し、応急対策活動の体制を整える。

(例) 【災害対策本部組織図】



(例) 【表 4】○○○地区対策本部一覧

地区対策本部	所在地・連絡先	管轄する避難所（含二次）
○地区対策本部	○市○町 5 - 5	○○小学校 ○○中学校

## (3) 保健活動に関連する部署の事務分掌

地域防災計画から、災害時に保健活動に関連する部署がどのような組織体制・事務分掌になるのか、現時点で決まっていることを記載します。

全職員が参集する体制と、その一つ前の段階の体制について掲載します。

(モデル市例)

【表5】【表6】に、第3号特別警戒態勢（職員の4～7割参集）及び4号非常配備態勢（全職員参集）の事務分掌のうち、保健活動に特に関連する部署について〇市地域防災計画から抜粋した。

【表5】第3号特別警戒体制：保健活動に関連する部署の業務（職員の4～7割参集）

部班名		第3号非常配備体制の事務分掌
健康福祉対策部	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設の被害調査</li> <li>・ ○○</li> </ul>
	健康管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者の健康管理</li> <li>・ ○○</li> </ul>
	生活救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○</li> </ul>

【表6】第4号非常配備体制：保健活動に関連する部署の業務（全職員参集）

部班名		第4号非常配備体制の事務分掌
健康福祉対策部	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること</li> <li>・ ○○</li> <li>・ ○○</li> </ul>
	健康管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児等の相談業務に関すること</li> <li>・ 避難所の防疫に関すること</li> <li>・ ○○</li> </ul>
	生活救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設の被害状況及び応急対策に関すること</li> <li>・ ○○</li> <li>・ ○○</li> </ul>

#### (4) 保健師の参集について

勤務時間内・勤務時間外の場合の参集場所、参集できない場合の対応等を記載します。  
 ガイドライン【様式8】の必要物品を参考に、具体的な準備を進めます。  
 参考としてモデル市の地域防災計画の内容を記載します。

##### ア 勤務時間内の場合

原則として所属部署で活動を開始する。外出先で被災した場合は、安全に配慮しながら速やかに帰庁する。

##### イ 勤務時間外の場合

家族等の安否を確認し、原則として所属部署に参集する。但し別途指示がある場合はそれに従う。

##### ウ 出勤できない場合の対応

電話又はメール等※により安否の報告を行い、所属長又はリーダー保健師に指示を仰ぐ。

※災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法を平常時から確認しておく

##### エ 出勤の際の携行品

【様式8】により準備する

#### (モデル市例) 勤務時間外に出勤する際の注意点

- ア 自主参集時の服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- イ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等各自必要なものを携行して参集する。
- ウ 特に指示があった場合を除き、食料1食分、水筒（飲料水）を持参する。
- エ 必ず家族の安否確認を行った後に、速やかに参集する。
- オ 参集途上においては、被災者や救助活動の状況、道路および建物の被災状況、火災・消火活動の状況、水害・水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報の収集に努め、参集後は参集場所の責任者に報告する。
- カ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- キ 勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合は、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援・救出を優先し、救援・救出後は、できる限り迅速に参集する。
- ク 自らの言動で住民に不安や誤解を与えない。
- ケ 交通機関の途絶または道路等の遮断等により、事前に定められた場所に参集することが困難な場合は、最寄りの市民センター、避難所等の市施設へ参集し、参集場所責任者への連絡に努めるとともに、各施設の責任者の指示に従い、応急救護活動に従事する。
- コ 病気やけが等、やむを得ない状況により、いずれの施設にも参集不可能な場合は、何らかの手段により、その旨を所属長または最寄りの施設の責任者に連絡する。

### 3 ○市の避難所の体制

#### (1) 避難所の位置付け

避難所の位置付けについて記載します。

保健活動の前提として、下記の指定緊急避難場所・指定避難所・二次（福祉）避難所について、位置付けや実際の場所を確認しておく。

##### ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所※

※避難場所の他、自治会等で定めている地域の集合場所がある。

##### イ 指定避難所

災害の危険性のため避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

##### ウ 二次（福祉）避難所

指定避難所のうち主として要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を滞在させることが想定されるもので、必要に応じて開設

なお、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難所は在宅の住民を含め、生活物資や情報に関する地域の拠点として位置づけられ、「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第86条の7）とされている。

#### (2) 避難場所・避難所・二次（福祉）避難所一覧

自治体で定めている指定緊急避難場所、指定避難所・二次（福祉）避難所に指定している施設・場所を確認し、一覧表を挿入します。

マッピングした地図や一覧表をすぐに取り出せるようにしましょう。

(指定避難所・二次（福祉）避難所に指定している施設等の一覧表・地図を挿入)

## (3) 福祉施設等との協定締結状況

二次（福祉）避難所以外に、介護等が必要な要配慮者が福祉施設等を利用できるよう協定を締結している場合があるため、社会福祉施設等との協定について、防災主管課、あるいは高齢・障害など施設を担当する主管課に確認しておきましょう。

（例）要配慮者の受入れ、移送、家族の受入れの可否、入所後の介護をどのように行う想定になっているか等

## (例) 【表7】 要配慮者に関する協定締結状況

	協定を結ぶ施設	所在地	主な対象者	協定の内容
1				
2				

## (4) 発災時の避難所の担当課・役割・運営手順

災害発生時の避難所の担当課、その役割、避難所の運営手順（開設手順や避難所で使用する様式、生活用品等の物品の流れ、要配慮者への配慮等）、現時点で決まっていることを確認し、必要事項を記載します。（地域防災計画、自治体の避難所運営手順やマニュアル等から）

- 避難所の開設基準（勤務時間内・勤務時間外）
- 避難所運営を担う担当課、防災計画上の役割
- 避難所の管理・運営体制
- 避難所で使用する様式
- 避難所の食料・物品に関すること（備蓄場所・内容等）

（モデル市例：開設基準と運営まで）

避難所の開設等について、〇市地域防災計画には下記のように記載されている。

## ア 避難所の開設基準（勤務時間内・勤務時間外）

## ① 勤務時間内

被害状況を判断した上で、開設する避難所を定め、開設する。

## ② 勤務時間外

震度6弱以上の地震が発生した場合や、風水害等により災害救助法による救助が実施された場合は、全ての避難所を開設する。○課・○課・○課による避難所運営班を編成し、施設管理者との連絡調整により、ただちに開錠し、避難所を開設する。

震度5強以下の場合や、風水害等により避難勧告指示が出された場合は、避難状況に応じて開設する。非常配備職員により情報収集等を行い、次に示すような場合は必要に応じて開錠し、避難所を開設する。

- ・緊急を要する自主的な避難があった場合
- ・避難勧告等が出された場合
- ・被災者の避難を必要と認めた場合

### イ 避難所の開設・運営

各避難所の開錠及び住民の受入れは、あらかじめ定められた市の職員（避難所の近隣に在住）が行う。その後の運営については、各地区の自主防災組織等を想定している。

### ウ 二次（福祉）避難所の開設・運営

二次（福祉）避難所は、避難所運営班が必要に応じて開設・運営する。



## Ⅱ ○市の保健活動



## 1 災害時の保健活動とは

この項目はガイドラインの抜粋です（ガイドラインⅣ章）。必要に応じて加筆・修正して下さい。

### （１）災害時保健活動の目的

災害時保健活動の目的は、災害発生時に、住民の生命・安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害※を予防しながら、被災地域全体の早期復興へ向けた支援を行うことである。

※深部静脈血栓症／肺塞栓症（エコノミークラス症候群）、感染症や食中毒及び慢性疾患の悪化等

### （２）災害時保健活動の対象と期間

災害時保健活動の対象は住民全体であるが、人工呼吸器使用患者や人工透析患者など、医療ニーズの高い方、地域防災計画に定めた「避難行動要支援者\*<sup>1</sup>」を最優先として対応する。

特に多数の避難者の発生や医療機関の閉鎖などが生じる大規模災害の場合には、より広い対象である「要配慮者\*<sup>2</sup>」が支援対象となり、保護が必要な子供、出産が近い妊婦、避難生活により状態が悪化した精神疾患の方、慢性疾患で薬が必要な方、寝たきり等で介護が必要な方など、フェーズごとに変化する対象者の状況に優先順位をつけながら対応する。

また、発災直後から復興までの長い期間を、フェーズ0からフェーズ5までの段階を認識しながら保健活動全体の方針を検討し、活動を行う。（フェーズについてはマニュアルⅢ章を参照）

#### \*<sup>1</sup> 避難行動要支援者とは

災害対策基本法では以下のように定義されています（第49条の10）。「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（中略）を実施するための基礎とする名簿（中略）を作成しておかなければならない。」

#### \*<sup>2</sup> 要配慮者とは

災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています（第8条第2項第15号）。その他、人工呼吸器使用者や人工透析患者など医療ニーズの高い方、妊産婦、外国人なども想定されます。

ガイドラインⅥ章「要配慮者と保健活動」参照

## 2 ○市の保健活動体制

### (1) 災害時保健活動体制の構築

地域防災計画から以下のことについて確認しましょう。

計画に記載されていないこと※については話し合い、その結果について防災主管課にも報告・相談しながら検討していきましょう。

※地域防災計画には、自治体全体の組織としての動きが記載されています。例えば避難所の巡回相談を健康主管課が担当することとなっている場合、「誰がどの避難所をどのように巡回するか」など、細部については所管する部署で話し合っておく必要があります。

#### 1 保健活動班（モデル市の名称）について

- どのような場合に編成するか
- どのような職種・人員で編成するか
- 誰がリーダー保健師、リーダー補佐保健師を担うか

(注) 町村などリーダー補佐保健師が配置できない場合は、リーダー保健師と現場の保健師の2役で分担します。リーダー役は保健師が望ましいですが、リーダー役を担う保健師がない場合は、事務の係長級などがリーダー役となり、リーダー補佐役が専門的な助言を行うようにします。保健師が分散配置である場合は、庁内で集まる体制にするか、各課に窓口となる保健師を決め、どのような役割を担うか検討します。

(リーダー保健師・リーダー補佐の役割についてはマニュアル雛形Ⅲ章を参照)

- リーダー保健師が参集できない場合はどうするか
- 発災直後は何を行うか
- 地区をどのように分担するか（地区担当制をとる場合）
- 医療救護活動を担うことを想定している場合はどのように役割分担して保健活動に移行するか

(注) 地区分担は外部支援者の協力を得られる概ね72時間以降とそれ以前を分けて考えましょう。また、活動期間については、医療救護活動に協力する場合は概ね発災後72時間程度、保健活動は2か月を目安として想定します。

#### 2 保健活動拠点

- 保健活動拠点をどこに設置するか。何を準備するか

#### 3 その他の保健活動

- 保健活動班以外に保健師が担うことが想定されている班がある場合、どのように編成するか（防疫班、乳幼児班等）

以下、地震等大規模災害を想定した場合を中心に記載する。

なお、風水害、雪害など、ある程度事前の準備が可能な災害については、大雨警報など気象情報が出された時点から、健康主管課のリーダー保健師（後述）が中心となり、情報収集や物品・様式の確認等を行う。

（モデル市例）

#### ア 保健活動班の編成及び体制構築

- 避難所が開設され、1泊以上の避難が見込まれる場合など災害の規模が大きい場合、健康主管課長は保健師、管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班を編成する。
- ・あらかじめ決めた「リーダー」、「リーダー補佐保健師」、「現場保健師」に分かれて業務を開始する。
  - ・「リーダー」が予定どおり参集できない場合は参集した職員の中から定める。
  - ・「リーダー」は健康主管課保健師の安否確認と参集可否について確認する。
  - ・「リーダー・リーダー補佐保健師」は集まった情報をホワイトボードなどに時系列で記載するなど情報共有に努め、方針について健康主管課長と相談する。
  - ・発災後72時間は原則として2人1組で地区を分担して活動し、72時間以降に外部の支援を受ける場合は地区の分担を引き継ぐ。
  - ・発災直後は必要に応じ医療救護活動に協力するが、外部からの医療救護班の派遣などによる医療機能の回復に伴い、保健活動に移行する。この場合においても、その他の職員がイの拠点立ち上げや情報収集を発災直後から開始する。

#### イ 保健活動拠点

保健活動拠点を〇市保健センターに設置し、以下を行う拠点とする。

- ・保健活動に関わる情報収集・データ整理分析・発信
- ・避難所日報の集計・分析・報告
- ・外部支援者との情報交換・連携（関係者ミーティングの開催）
- ・医療救護活動との連携（連絡・調整）
- ・保健活動に必要な物品・衛生用品等の授受（支援物資の中の衛生用品の調整等）
- ・保健活動に関わる職員の休憩場所

#### ウ 〇〇班の編成について

- ・健康主管課長は、状況に応じて〇〇班を編成する

## (2) 庁内各課保健師間の連携

発災時には、母子・高齢・障害などあらゆる部門の要配慮者への対応を協力して行う必要があります。分散配置である場合は、保健師がどのように連携するか想定し、各課の窓口保健師等を決めておきましょう。

また、必要に応じて、大雨・大雪等局所災害の場合と地震等大規模災害の場合に分けて連携方法を記載します。

下記に大雨・大雪時の局所災害の場合と、地震等大災害の場合に分けて協力体制を記載した。

## (例) 【表8】 庁内の各課保健師等の連携

大雨・大雪等局所災害の場合	地震等大規模災害の場合 (第〇号非常配備体制の場合など)
<p>《例》住民の直接支援を健康主管課が中心に担うことを想定した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の場合に健康主管課リーダー保健師と高齢・障害・子育て主管課窓口保健師との間で連絡・調整を行う。</li> </ul> <p>①安否健康確認が必要な対象者を事前に確認する場合</p> <p>②発災後に住民の保健医療福祉サービスの調整、支援方針の決定にあたって協力が必要な場合</p>	<p>《例①》 庁内全保健師が集合する体制の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の保健師は所属する部・課を超えて保健活動拠点に集まり、リーダー保健師を中心に全体での体制を検討しながら、活動を展開する。</li> </ul> <p>《例②》 庁内全保健師の集合を前提としない体制の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康主管課リーダー保健師と高齢・障害・子育て主管課窓口保健師との間で連絡・調整を行い、連携して保健活動を展開する。</li> <li>・リーダー保健師またはリーダー補佐保健師は、保健活動の方針の共有・調整を図るため、1日1回以上の関係者ミーティング(朝の活動前、夕の活動後など)を企画し、他部署の保健師も参加し情報共有を図る。</li> <li>・保健活動を行う人員の不足が見込まれる場合は、〇部内で協議の上、庁内の保健師の応援体制を確保、保健活動拠点に集合する。</li> </ul> <p>(注) 後述する受援の場合は、直接的な支援活動を中心に応援保健師に依頼し、〇市の保健師は主に地域のマネジメント役(リーダー補佐保健師役)を担う。また応援保健師に関係者ミーティングへの参加を依頼する。</p>

【表9】平成〇年度 災害時の保健活動に係る役割分担（ 年 月 日時点）

役割	所属（氏名）
リーダー保健師	（ ）
リーダー補佐保健師	（ ）
高齢主管課窓口保健師	（ ）
障害主管課窓口保健師	（ ）
子供主管課窓口保健師	（ ）

## 【各課窓口保健師の役割】

- ・保健活動全般に関する情報共有
- ・要配慮者に関する連絡・調整 等

（注）上記については、1年に1回（4月など人事異動時）を目安に、【表9】に示す災害時の保健活動に係る役割分担を更新する。

## （3）避難所・地域における保健師の活動体制

保健活動班に関する地域防災計画の記載を確認します。また、担当地区の分け方、二次（福祉）避難所・在宅・車中泊等の住民への保健活動をどの部署で担うのか話し合い、記載しましょう。

（例文は望ましいとされる地区担当制を前提に記載していますが、避難所と在宅避難者を担当する部署が異なることも想定されます。）

- 情報の集約は誰がどのように行うか（避難所日報の集約、報告体制等）
- その情報を踏まえて誰が巡回等の采配を行うか
- 現場保健師の活動範囲はどこまでか

リーダー保健師は、避難所・地域における活動について、下記を基本として保健師を配置する。

外部の応援保健師が入る場合は、地区を定めて避難所や地域における活動を依頼し、保健活動関係者ミーティングなどを通して密に連携を図る。

### ア 避難所における活動体制

- ◆ **保健活動班**の保健師は○人一組で、地区を分担し巡回活動を行う。
- ◆ ○○○○人以上避難している避難所がある地区（○○地区、○○地区など）は1地区のみを担当し、その他は複数の地区を担当するなど、状況から判断する。
- ◆ 避難所ごとの管理者と協力して活動をすすめ、リーダー保健師への報告を行う。
- ◆ 二次（福祉）避難所における活動についても原則地区別に担当する。

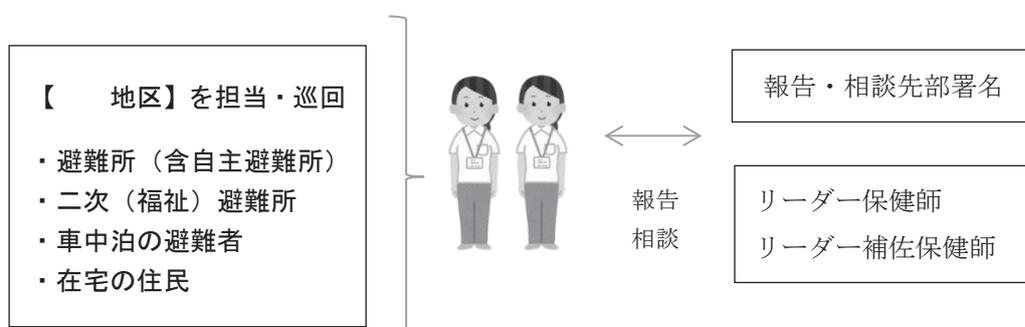
### イ 地域における活動体制

- ◆ アの担当地区を中心に在宅・車中泊等の被災者支援を行う。

（例）【表10】保健活動班等が避難所・地域を巡回する体制

	フェーズ0-1（72時間以内）	フェーズ2以降 （応援保健師が入った場合）
担当者	保健活動班保健師 大規模災害など、保健活動を行う人員の不足が見込まれる場合、庁内の保健師は、所属する部・課を超えて保健活動拠点に集まり、リーダー保健師を中心に全体での体制を検討しながら、活動を展開する。	保健活動班保健師と応援保健師の間で役割分担を行う。応援保健師には地区の担当など、住民への直接支援を依頼、○市の保健師はリーダー補佐の役割に移行する。
巡回方法	○○○○人以上避難している避難所がある地区（○○地区、○○地区など）は1地区のみ担当し、その他は複数の地区を担当するなど、状況から判断する。	
報告・相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回結果をリーダー保健師及びリーダー補佐保健師に報告</li> <li>・保健活動の避難所日報（ガイドライン【様式6】）については、（報告先部署名）に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な対応が必要な場合を除き、関係者ミーティングを活用して情報共有・相談等を行う。</li> <li>・日報の流れは同様</li> </ul>

[活動イメージ]



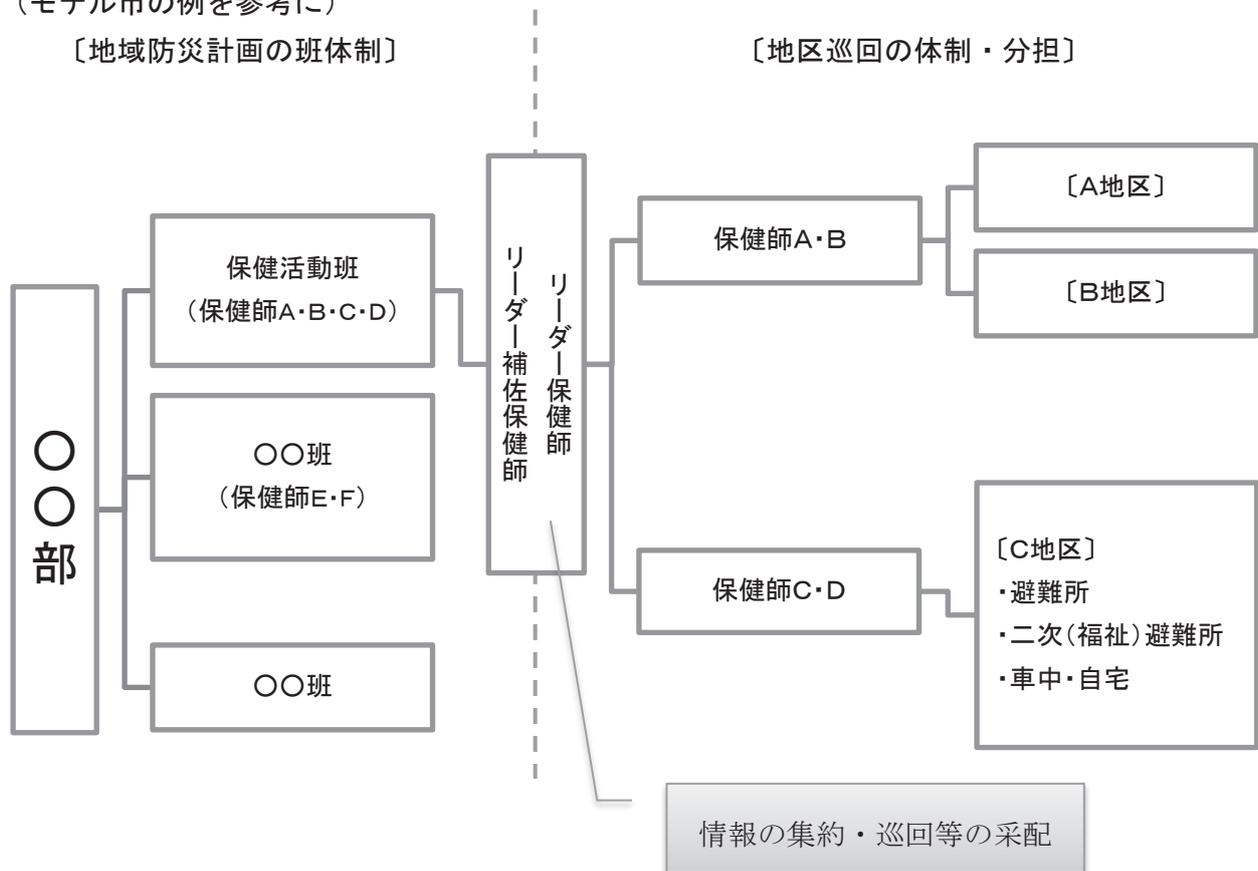
## 【イメージ図】 ○○○○班・○○○○班の組織（例）

保健活動体制をイメージしやすくするため、図等にしてわかりやすく記載しましょう。

（モデル市の例を参考に）

〔地域防災計画の班体制〕

〔地区巡回の体制・分担〕



- 保健活動班のリーダー・リーダー補佐保健師は、地区の情報を集約し、巡回等の采配を行う。
- 現場の保健師は、各地区を巡回し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理を行い、同じ地区の二次（福祉）避難所、車中や在宅避難者の健康管理についても担当する。
- 個別の処遇調整等については、各課窓口保健師等を通じて庁内他課と連携して行う。
- 大規模災害の場合など保健活動班の保健師が不足する場合は、庁内の保健師の協力を求め、○○○○部内で協議の上決定する（例えば、庁内の保健師は、所属する部・課を超えて保健活動拠点に集まり※、リーダー保健師を中心に、全体の体制を検討しながら活動を展開する。）
- ※上記の図の保健師E・Fが保健活動班に合流する等
- 他県等の応援保健師が入る場合は、地区の担当を任せ、○市保健師（保健活動班）は、リーダー保健師・リーダー補佐保健師の下で、地域全体のマネジメント、外部の専門チームとの連携、通常事業の再開準備などに取り組む。

#### (4) 受援について

下記の〔参考〕以降には、受援の一般的な流れを記載しています。  
 応援保健師の要請の判断や調整を行う窓口、オリエンテーション実施者などを決めておきましょう。

応援保健師の必要性の判断、必要数の算定、外部機関との調整等は、保健活動班のリーダー保健師が中心となつて行う。応援保健師の派遣は、災害対策本部を通して要請する。同時に西多摩保健所に一報する。

保健師以外の様々な外部支援者※との調整についてもリーダー保健師が中心となつて行い、受入のための物品・様式等の準備、オリエンテーションについてはリーダー補佐保健師が中心となつて行う。

※外部支援者については、ガイドライン【資料14】災害時の医療チーム・専門チーム・外部支援者等一覧を参照

#### 〔参考〕 受援の種別・各組織の役割

##### ア 保健師応援要請の種別

- ① 区市町村がそれぞれの自治体との協定を結んでいるなど、自治体間で予め協定を結んでいる場合
- ② 全国知事会等を通じて要請を行う場合  
 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」  
 「9都県市災害時相互応援に関する協定」
- ③ 厚生労働省が被災地からの派遣要請を受け、全国の自治体との派遣調整・連携による被災地支援要請を行う場合

##### イ 保健師応援要請の流れ（東京都地域防災計画より抜粋）

市町村長が知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

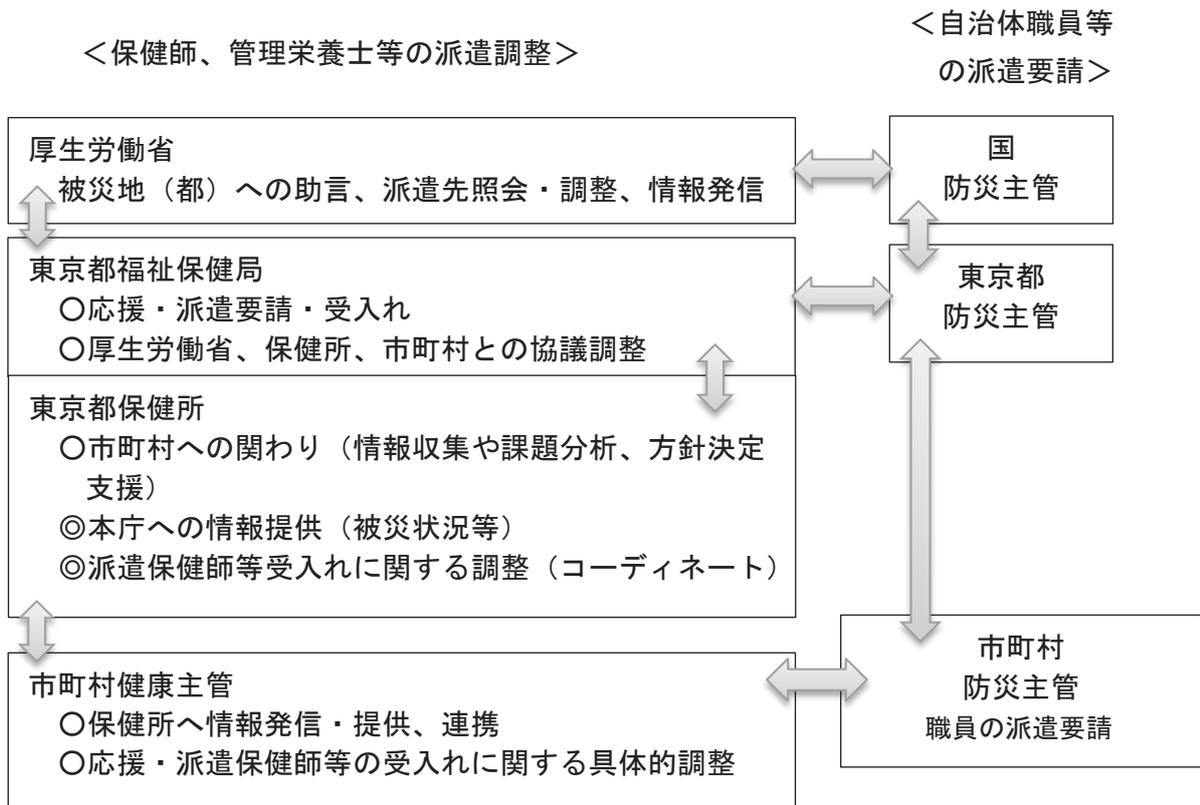
- ・ 災害の状況及び応援を求める理由
- ・ 応援を希望する機関名
- ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援を必要とする場所、期間
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項

市町村単独では保健活動が困難な場合は、市町村は都に応援要請を行うほか、独自に他道府県市等と結んだ災害時協力協定先へ保健師の派遣を要請する。

都福祉保健局では市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被害区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、他縣市に保健活動班の派遣を要請する。

西多摩保健所は、市町村保健師の保健活動方針・計画作成支援を行うとともに、不足する人員については、各市町村の保健師要請人数、活動状況を踏まえ調整した上で、都福祉保健局に応援保健師の派遣要請等を行う。

[受援の際の各組織の役割]



### Ⅲ フェーズ別・役割別の 保健活動



## 1 災害時保健活動と医療救護活動のフェーズ

この項目はガイドラインの抜粋です（ガイドラインⅢ章）。必要に応じて加筆・修正して下さい。

フェーズとは段階・局面を意味する。

このマニュアルで用いるフェーズは、下表の「保健活動のフェーズ」を使用しているが、（参考）とした医療救護のフェーズについても理解しておく必要がある。

医療救護活動のフェーズは、通常の医療体制の復旧を目指して、医療チームの撤退などの目安となる期間を示しているが、保健活動のフェーズは、フェーズ0-1を除き期間は設定されていない。災害の規模や復旧のスピードに合わせてフェーズの変化を捉え、住民支援を行う必要がある。

【表 1 1 - ①】 災害時保健活動と医療救護活動のフェーズ

保健活動のフェーズ		（参考）医療救護活動のフェーズ	
0	概ね災害発生後 24時間以内	0	発災直後 (発災～6時間)
	初動体制の確立を 目指す時期		建物の倒壊や火災等の発生により傷病 者が多数発生し、救出救助活動が開始 される状況
1	緊急対策期 概ね災害発生後 72時間以内	1	超急性期 (6～72時間)
	住民の生命・安全の確保を 行う時期		救出された多数の傷病者が医療機関に 搬送されるが、ライフラインや交通機関が途 絶し、被災地外からの人的・物的支援 の受け入れが少ない状況
2	応急対策期 -生活の安定-	2	急性期 (72時間～1週間)
			被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン 等が復活し始めて、人的・物的支援の 受け入れ体制が確立されている状況
3	避難所から仮設住宅等次の住 まいへ移行するまでの時期	3	亜急性期 (1週間から1か月)
			地域医療やライフライン機能、交通機関等が 徐々に復旧している状況
4	復旧・ 復興対策期	4	慢性期 (1～3か月)
	仮設住宅対策や新しいコミュニ づくりが中心の時期		避難生活が長期化しているが、ライフライン がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬 局が徐々に再開している状況
5	復興支援期	5	中長期 (3か月以降)
	コミュニティの再構築と地域との融 合、復興住宅等への移行期間		医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診 療がほぼ再開している状況

保健活動のフェーズ 出典：大規模災害における保健師の活動マニュアル（全国保健師長会、平成25年7月）

医療救護のフェーズ 出典：災害時医療救護活動ガイドライン（東京都福祉保健局、平成28年2月）

なお、風水害時の保健活動のフェーズは、気象情報などで事前にある程度予測できること、発災後は、水が引いた時点から2週間の間に集中してマンパワーを投入し、集中的かつ迅速な対応が求められることから、下記のように示されている。

【表 1 1 - ②】 風水害時の保健活動のフェーズ

フェーズ1 (概ね災害後72時間以内)	初動体制の確立・緊急対策期
フェーズ2 (4日目から概ね2週間まで)	応急対策期-生活の安定

出典：同上（全国保健師長会）

## 2 災害時保健活動における保健師の役割

この項目はガイドラインの抜粋です（ガイドラインⅣ章参照）。必要に応じて加筆・修正して下さい。

災害時の保健師の役割について、奥田氏\*は、「関連法（災害救助法、災害対策基本法など）に基づく役割を遂行する自治体行政職員としての責務と、公衆衛生看護専門職として地域住民の生命と健康を守る双方の機能が求められる。」と述べている。

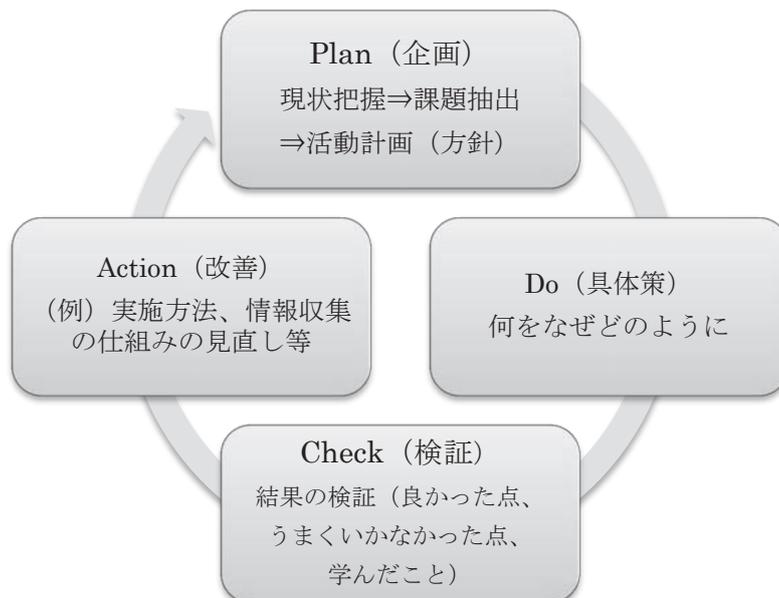
災害時の保健活動は、発災直後から復興期に至る長いスパンの取組であり、平常時の準備を含めた活動と連続性を持つものである。

保健師は、発災から刻々と状況が変化の中で被災者の生活や支援ニーズの変化をとらえ、想定される事態を予測しながら、PDCA サイクルに基づく活動を推進する必要がある、そのための平常時の準備が不可欠である。

また同氏\*は、災害時の Do の特性として、下記の 4 点をあげている。

- 重大性、緊急性を考慮した対応
- めまぐるしく変化する状況に応じた臨機応変な対応
- 予防的視点を含めた対応
- 被災地支援に係る多様な関係者、職種との連携、調整による対応

\*奥田博子「災害時の保健師の健康支援活動の発展と現在の課題」公衆衛生,Vol.80 No.9,658-663,2016.



資料：稲田将人「PDCA プロフェッショナル」東洋経済社、平成 28 年

次に、保健師の活動を3つの活動と8つの業務に分け、下記【表12】では3つの活動を「(1) 直接的な支援活動」、「(2) 情報収集・分析・発信」、「(3) 企画・調整・施策化・組織運営管理」の順で記載しているが、最も重要なのは「(2) 情報収集・分析・発信」である。

めまぐるしく変化する状況に合わせて、被災状況や住民の健康に関する情報収集を行い(2)、課題を抽出し、活動方針を打ち出す(3)、その先に直接的な支援活動(1)があると考えられる。

【表12】3つの活動・8つの業務に分類した保健活動

(1) 直接的な支援活動	(活動項目0 医療救護活動への協力) ※ 活動項目1 住民の健康管理 (風水害・雪害の場合を含む) 活動項目2 感染症予防・避難所運営支援 (衛生管理・生活環境整備)
(2) 情報収集・分析・発信	活動項目3 情報収集・分析・発信
(3) 企画・調整・施策化 ・組織運営管理	活動項目4 フェーズ各期の健康課題抽出 ・方針決定・実施・評価 活動項目5 保健活動体制の構築・保健師等業務管理 活動項目6 受援 活動項目7 関係機関連携・活動調整 活動項目8 通常業務再開準備・調整

※医療救護活動については、発災直後に看護職として従事することも想定されるが、保健活動と区別するために「活動項目0」として記載した。

各項目のより具体的な行動については、マニュアルIV章「保健活動の内容とポイント」より、活動項目シートを様式・資料とともに参照すること。

### 3 役割別・フェーズ別の保健活動

#### (1) 役割別活動内容の検討

次ページ【表13】「保健師の役割別活動内容」には、保健師の役割別の活動内容を記載しています。担当欄に職員名・人数を入れ、それぞれの役割を確認・修正して下さい。

応援保健師を受け入れた場合は、現場保健師の役割を中心に依頼し、被災地の保健師はリーダー補佐の役割を主に担います。

#### (2) フェーズ別の役割分担の記載

ガイドラインⅣ章（P. 31～34）より【表Ⅳ-3①②】「フェーズ0-4の保健活動一覧」（A3の表、4枚）を抜粋し、【表14】とします。

【表Ⅳ-3①②】「フェーズ0-4の保健活動一覧」には、フェーズ0から4までの保健活動を、3つの活動と8つの業務に分けて記載しています。地域防災計画との比較により、活動内容に過不足がないか確認し、保健師の役割分担を考慮して表を修正します。

【表13】保健師の役割別業務（活動）内容（リーダー・リーダー補佐の担当者を事前に記載する）

	現場の保健師 (地域・避難所活動)	リーダー補佐保健師 (現場のコーディネート及びリーダー補佐)	リーダー保健師 (全体を統括)
	受援時は応援保健師中心に	担当者：	担当者：
直接的な支援活動	<u>0 医療救護活動への協力</u> <u>1 住民の健康管理</u> ・避難行動要支援者・要配慮者の安否健康確認 ・健康調査・相談・保健指導 ・個別の処遇調整（関係機関連携） ・こころのケア ・生活・衛生用品の確保 <u>2 感染症予防・避難所運営支援</u> ・感染症予防 ・衛生管理と生活環境整備	<u>0 医療救護活動への協力</u> <u>1 住民の健康管理</u> ・現場保健師支援 ・避難行動要支援者・要配慮者の安否・状況の集約 ・相談体制の整備 <u>2 感染症予防・避難所運営支援</u> （避難所全体） ・現場保健師支援 ・健康課題の把握と解決	
	<u>3 情報収集・分析・発信</u> ・被災状況、保健医療福祉コースに関する情報収集・モニタリング ・住民への医療提供体制・福祉サービス等に関する情報提供 ・各種調査実施	<u>3 情報収集・分析・発信</u> ・被災状況、保健医療福祉コース、外部支援者の活動に関する情報収集・集約 ・医療提供体制（EMIS* <sup>1</sup> 活用等）の情報収集・集約 ・各種調査企画	<u>3 情報収集・分析・発信</u> ・被災状況、保健医療福祉コース、外部支援者の活動に関する情報集約・資料化 ・医療提供体制（EMIS 活用等）の情報集約・資料化 ・各種調査企画 ・記録管理
企画・調整・施策化・組織運営管理	<u>5 保健活動体制の構築・保健師等業務管理整備</u> ・保健活動拠点の立ち上げ ・物品・様式準備	<u>4 フェーズ各期の健康課題抽出・方針決定・実施・評価</u> <u>5 保健活動体制の構築・保健師等業務管理</u> ・リーダー補佐 ・衛生用品等の調達・管理体制の構築	<u>4 フェーズ各期の健康課題抽出・方針決定・実施・評価</u> <u>5 保健活動体制の構築・保健師等業務管理</u> ・職員の参集・安否確認 ・事業中止・延期等の方針確認・指示 ・保健活動方針に沿った人員配置の検討 ・職員の健康管理
	<u>6 受援</u> ・外部支援者の役割認識と連携	<u>6 受援</u> ・リーダー補佐 ・外部支援者へのリエゾン	<u>6 受援</u> ・保健師派遣要請の必要性の検討 ・保健師の派遣要請 ・外部支援者の受入と活動調整
	<u>7 関係機関連携・活動調整</u> ・個別事例対応を中心とした内外の関係者との連携 ・関係者ミーティング* <sup>2</sup> への参加	<u>7 関係機関連携・活動調整</u> ・リーダー補佐 ・関係者ミーティングの企画・運営	<u>7 関係機関連携・活動調整</u> ・内外関係者との連携・活動調整 ・関係者ミーティングの企画・課題の集約
	<u>8 通常業務再開準備・調整</u> ・会場・物品準備 ・事業再開周知	<u>8 通常業務再開準備・調整</u> ・リーダー補佐 ・会場準備・物品準備等の調整 ・事業再開周知に関する調整	<u>8 通常業務再開準備・調整</u> ・再開する事業・内容の検討 ・再開までのスケジュール作成

\*<sup>1</sup> EMIS : Emergency Medical Information System 広域災害救急医療情報システム\*<sup>2</sup> 関係者ミーティング : 避難所内、あるいは地域全体で行う避難所担当者、医療チーム等情報共有が必要な関係者が集合して行う定期的なミーティング

